

令和6年度

鬼怒川南部国営施設応急対策事業
導水幹線水路他実施設計業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 栃木南部農業水利事業所

項 目	内 容
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(業務概要) 第1-4条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-5条</p> <p>(低入札価格契約における第三者照査) 第1-6条</p>	<p>鬼怒川南部国営施設応急対策事業導水幹線水路他実施設計業務の施行にあつては、農林水産省農村振興局制定「地質、土質調査業務共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」及び「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>この業務は、国営鬼怒川南部土地改良事業計画に基づく工事実施に利用するため、導水幹線水路及び船玉送水路の実実施設計を行うものである。</p> <p>この業務において対象とする導水幹線水路の改修予定地は栃木県真岡市勝瓜、大沼及び上谷貝地先、船玉送水路の改修予定地は茨城県筑西市船玉地先で別添位置図に示すとおりである。</p> <p>本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章及び別紙1、2に示すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用水路(開水路)改修実施設計 L=0.9km(導水幹線水路) ・パイプライン改修実施設計 L=0.7km(船玉送水路) <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2)関東農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3)関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4)共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5)中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 <p>①資本関係</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア)親会社と子会社の関係にある (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある <p>②人的関係</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

項 目	内 容
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1-7 条</p> <p>(一般事項) 第 1-8 条</p>	<p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替え物の引渡しによる履行の追完を請求できるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p>

項 目	内 容															
(管理技術者) 第 1-9 条	<p>管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="448 369 1401 745"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>農 業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	〃	農 業	農業土木 農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－	博士	農学	－
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
〃	農 業	農業土木 農業農村工学														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－														
博士	農学	－														
(照査技術者) 第 1-10 条	<p>(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る 該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="448 945 1401 1321"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>農 業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	〃	農 業	農業土木 農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－	博士	農学	－
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
〃	農 業	農業土木 農業農村工学														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－														
博士	農学	－														
(担当技術者) 第 1-11 条	<p>担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。</p>															
(配置技術者の確認) 第 1-12 条	<p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>															

項 目	内 容																
(保険加入) 第 1-13 条	<p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																
(COVID-19 の対応) 第 1-14 条	<p>新型コロナウイルス感染症を踏まえた業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和 2 年 5 月 18 日付け 2 予第 359 号大臣官房参事官(経理)通知)及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和 2 年 5 月 27 日付け農村振興局整備部設計課長 事務連絡)で取扱いを定めたところであり、本業務においてもこの取扱いを適用する。</p>																
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	<p>設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 水路工 (平成 26 年 3 月)」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p>																
(作業条件) 第 2-2 条	<p>設計作業における設計条件は、次のとおりである。</p> <p>(導水幹線水路) 最大通水流量 $Q=18.95 \text{ m}^3/\text{s}$ 矩形コンクリート三面張 勾配 1:800~1:1000 勝瓜工区 : $L=0.1\text{km}$ 大沼工区 : $L=0.1\text{km}$ 上谷貝工区 : $L=0.7\text{km}$</p> <p>(船玉送水路) 最大通水流量 $Q=3.5 \text{ m}^3/\text{s}$ HP $\phi 1350 \cdot \phi 1200$ (二連) $L=0.7\text{km}$</p>																
(参考図書) 第 2-3 条	<p>設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="448 1749 1412 2063"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農業水利施設の補修・補強工事マニュアル【開水路補修編】(案)</td> <td>農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室</td> <td>平成 27 年 4 月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」</td> <td>”</td> <td>平成 28 年 8 月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>鋼構造物計画設計技術指針</td> <td>(一社) 農業土木事業協会</td> <td>平成 21 年 11 月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	農業水利施設の補修・補強工事マニュアル【開水路補修編】(案)	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成 27 年 4 月	2	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	”	平成 28 年 8 月	3	鋼構造物計画設計技術指針	(一社) 農業土木事業協会	平成 21 年 11 月
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月														
1	農業水利施設の補修・補強工事マニュアル【開水路補修編】(案)	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成 27 年 4 月														
2	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	”	平成 28 年 8 月														
3	鋼構造物計画設計技術指針	(一社) 農業土木事業協会	平成 21 年 11 月														

項 目	内 容
<p>(作業の留意点) 第 3-2 条</p>	<p>7. 数量計算 一式 8. 施工計画 一式 9. 特別仕様書作成 一式 10. 概算工事費積算 一式 11. 総合検討 一式 12. 照査 一式 13. 点検とりまとめ 一式</p> <p>1 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、 https://www.nn-techinfo.jp を参照。 ・新技術情報システム (NETIS) は、 https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。 (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は、 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (7) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p>
<p>(業務の成果品質確保対策) 第 3-3 条</p>	<p>契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性</p>

項 目	内 容
<p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第 3-4 条</p>	<p>2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>(2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。</p> <p>(3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の 1 から 4 によりこれを実施するものとする。</p> <p>1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト) 」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4 写真の納品 受注者は、3 に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール） 又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した</p>

項 目	内 容
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 業務着手前 第2回 中間打合せ（基本条件整理段階） 第3回 中間打合せ（構造計画作成段階） 第4回 中間打合せ（施工計画作成段階） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p>	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部 2. 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 3. 報告書から単価、工事費関係、知的財産権及び個人法人等の権利利益を害するおそれのある情報等を墨入れした情報開示用報告書：電子媒体1部 <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 栃木県小山市中央町3-7-1 ロブレビル7階 関東農政局栃木南部農業水利事業所</p>
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 新たに測量や地質調査（標準乾乳試験、地耐力試験等）が必要となった場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (8) その他
<p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

【導水幹線水路他実施設計業務 作業項目内訳表】

(導水幹線水路)

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
3 設計計画	過年度に実施した機能診断の結果、事業計画とりまとめ業務報告書及び本業務における調査の結果を踏まえて、最新工法を含め経済的かつ将来の維持管理を考慮し、改修工法の他ひび割れ、摩耗、目地損傷等の現場条件にあった補修工法等を選定する。	○	
4 水理検討			
4-1 水理計算	3で決定した対策工法により補修した水路での詳細な水理計算を行う。 全損失水頭を計算し実施断面毎に適正な粗度係数をもって Manning 公式により水理計算を行いその断面形及び水頭配分の適否を検討する。	○	
4-2 水理縦断面図作成	水理計算結果に基づいた設計水位、水路底標高の縦断面図(1/500)を作成する。	○	
5 構造計算	実施断面形の変化及び荷重の変化に対応する断面を対象に構造計算(安定計算、構造計算)を行う。	○	
6 工事用図面の作成	工事を実施するうえで必要な図面(縦断平面図、展開図、標準断面図、工法詳細図、附帯施設図、安全施設図、仮設図、配筋図、土工図等)の作成を行う。	○	
7 数量計算	数量算出要領に基づいて、工区毎、施工法区分毎、タイプ毎のコンクリート、附帯工材料、仮設工材料等の詳細な数量計算を行う。	○	
8 施工計画	施工基本方針の検討、土工計画、コンクリート打設計画、工事道路及び進入路計画、仮排水や仮土留等の仮設計画、全体工程計画等を作成する。	○	
9 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	○	
10 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。仮設費は積み上げ又は適切な率計上により算定する。	○	
11 総合検討	前項までの作業について総合的に検討し、工事実施のための点検を行い、工事実施に当たり必要なコメントを付記する。	○	
12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
13 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○	

【導水幹線水路他実施設計業務 作業項目内訳表】

(船玉送水路)

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
3 設計計画	過年度に実施した機能診断の結果、事業計画とりまとめ業務報告書及び本業務における調査の結果を踏まえて、最新工法を含め経済的かつ将来の維持管理を考慮し、改修工法の他ひび割れ、摩耗、目地損傷等の現場条件にあった補修工法等を選定する。	○	
4 水理検討			
4-1 水理計算	3で決定した対策工法により補修した水路での詳細な水理計算を行う。 全損失水頭を計算し実施断面毎に適正な粗度係数をもって Manning 公式により水理計算を行いその断面形及び水頭配分の適否を検討する。	○	
4-2 水理縦断面図作成	水理計算結果に基づいた設計水位、水路底標高の縦断面図(1/500)を作成する。	○	
5 構造計算	実施断面形の変化及び荷重の変化に対応する断面を対象に構造計算(安定計算、構造計算)を行う。	○	
6 工事用図面の作成	工事を実施するうえで必要な図面(縦断平面図、展開図、標準断面図、工法詳細図、附帯施設図、安全施設図、仮設図、配筋図、土工図等)の作成を行う。	○	
7 数量計算	数量算出要領に基づいて、工区毎、施工法区分毎、タイプ毎のコンクリート、附帯工材料、仮設工材料等の詳細な数量計算を行う。	○	
8 施工計画	施工基本方針の検討、土工計画、コンクリート打設計画、工事道路及び進入路計画、仮排水や仮土留等の仮設計画、全体工程計画等を作成する。	○	
9 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	○	
10 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。仮設費は積み上げ又は適切な率計上により算定する。	○	
11 総合検討	前項までの作業について総合的に検討し、工事実施のための点検を行い、工事実施に当たり必要なコメントを付記する。	○	
12 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
13 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○	